

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインに基づく県の意見の公表

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインⅡ 5（１）の規定に基づき、同ガイドラインⅡ 2（１）に基づく事前届出をした者に対して県の意見を述べたので公表する。

1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）滋賀県大津市今堅田 新築計画 大津市今堅田三丁目 11-1 ほか

2 県の意見

(1) 店舗周辺の道路はたびたび交通渋滞の発生する道路であり、特に通勤時間帯に交通量が多いことも考慮して、店舗周辺交差点への負荷をできる限り抑制する対策を講じられたい。

そのほか、店舗立地に伴う周辺道路の交通渋滞および安全対策については、引き続き関係機関と協議を図られたい。

(2) 県道 558 号線は交通量の多い道路であることから、右折待ちによる渋滞の発生およびそれに起因した追突事故等の発生が強く懸念されるため、同線の左折入退場の徹底が図られるよう必要な措置を講じられたい。

(3) 市道幹 2008 号線から退店する車両の増加に伴い退店時に通過する交差点 B の市道南進交通の左直車線について、また、対向側の退店車両の影響により市道北進交通の右折車線について、それぞれ交通容量比が 1.0 に近づいている。これらにより市道側の待ち車両の増加の結果、開店後に渋滞が生じる可能性も考えられることから、交差点 B の信号現示の調整その他の必要な措置についても交通管理者と協議し、渋滞防止のための措置を講じられたい。

(4) 当該店舗周辺の生活道路を通り抜け、市道幹 2008 号線から右折で来店する車両および同線から左折で退店し生活道路を通り抜ける車両の発生が危惧されることから、来退店経路の実効性および同線の出入口における入出庫方向の実効性を確保するための措置を講じられたい。

(5) 県道 558 号線および市道幹 2008 号線は、通学路に設定されていることから、開店時間も考慮し、児童・生徒をはじめとした店舗周辺の通学路を通行する者に危険が生じないよう、学校をはじめとした関係機関とも協議しながら、十分な安全対策を図られたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3-1

(2) 縦覧期間 令和 6 年 9 月 18 日から令和 6 年 10 月 18 日まで